

《野田市ポイ捨て等禁止及び環境美化を推進する条例》

4月1日から川間駅周辺を ポイ捨て等禁止重点区域に指定

～ルールを守り、きれいなまちを～

市では「野田市ポイ捨て等禁止及び環境美化を推進する条例」により、市内全域の公共の場所での路上喫煙、ポイ捨て等を禁止している。

これまで梅郷駅東口周辺及び西口周辺を条例に基づく重点区域に指定してきたが、令和8年4月1日から、新たに川間駅北口周辺及び南口周辺を重点区域に指定する。

重点区域で違反をした人には指導や勧告を行い、従わなかった場合は2千円の過料を科すことになる。

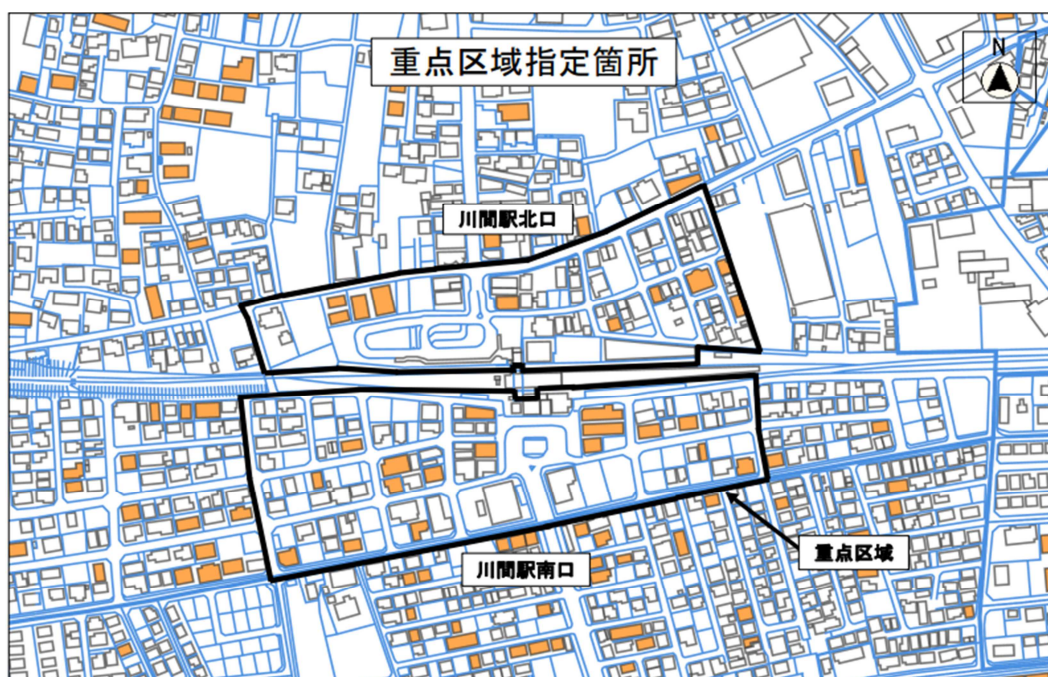
今後、防犯推進員によるパトロールを実施し、路上喫煙やポイ捨て等の違反者に対する指導及び啓発等を行っていく。

●重点区域の指定年月日

令和8年4月1日

●重点区域の名称及び指定区域

- (1) 川間駅北口周辺
- (2) 川間駅南口周辺



●案内看板・路面標示の設置

川間駅周辺の駅前や道路に重点区域である旨の看板や路面標示を設置。

●重点区域のパトロールの実施

防犯推進員がパトロールを実施し、路上喫煙やポイ捨て等の違反者を発見した場合には、指導及び啓発を行う。また、違反を繰り返す等の悪質な行為者に対しては、条例の規定に基づいた指導及び勧告を行い、従わない場合には過料を科す。

●市内全域の公共の場所（道路・公園など）での禁止行為

- ①路上などでの喫煙（公共の場所の管理者が指定した場所で喫煙する場合や、道路において、他の通行の妨げにならない場所に停止し、携帯用灰皿を使う場合を除く）
- ②空き缶や吸い殻などのごみのポイ捨て
- ③ペットの排泄物やブラッシング後の毛などの放置
- ④落書き
- ⑤置き看板やのぼり旗、はり札などの放置（設置する権限のない場所に放置する場合を含む）

問合せ＝環境保全課・直通 04-7199-7489

代表 04-7125-1111（内線 3212）

野 田 市